

北海道告示第10859号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により内水面漁場計画を定めるとともに、同条第2項において読み替えて準用する同法第64条第6項の規定により当該内水面漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴木 直道

1 内水面漁場計画の内容

次のとおり

2 漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により聴いた北海道内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

次のとおり

3 漁場図

次のとおり

4 漁業の免許予定日及び申請期間（第8次共同漁業権）

(1) 免許予定日 令和5年9月1日

(2) 申請期間 令和5年6月8日から令和5年7月7日午後5時まで

5 漁業の免許予定日及び申請期間（第15次区画漁業権）

(1) 免許予定日 令和6年1月1日

(2) 申請期間 令和5年10月2日から令和5年10月31日午後5時まで

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部水産局漁業管理課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.htm>）において縦覧に供する。）